# 地方議会制度の概要② ~議員定数・議員の報酬等~

# 議員の定数

- 議員の定数は、条例で定める。 (法§90①、91①)
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有 する者の総会を設けることができる。 【町村総会】(法§94)

## 議員報酬等

議員報酬、費用弁償を支給

(法§203①·②)

- 期末手当を支給することが可(法 § 203(3))
  - ※ 額・支給方法は条例で規定(法§2034))

## 政務活動費 (法 § 1004 · 15 · 16)

議員の調査研究その他の活動に資するため必 要な経費の一部として、その議会の会派・議員 に対し、政務活動費を交付することができる。

- ※ 額・対象経費の範囲・支給方法等は条例で 規定
- ※ 交付を受けた会派・議員は、条例で定める ところにより議長へ収支報告書を提出
- ※ 議長は、政務活動費の使途の透明性確保に 努める。